

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

高松すわの森

運営規程

社会福祉法人 博寿会

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 社会福祉法人博寿会が設置運営する地域密着型特別養護老人ホーム高松すわの森(以下、「施設」という。)が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者等(以下、「従業者」という。)が要介護状態にある入所者(以下、「入所者」という。)に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 施設は入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、入所者へのサービスの提供に関する計画書に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を行うことを支援する。

2 施設は地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

### (施設の名称及び所在地等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 2 名称 地域密着型特別養護老人ホーム 高松すわの森
- 3 所在地 鹿児島県曾於市末吉町諏訪方 6879-1

### (職員の配置)

第4条 施設に次の職員を置く。(職員定数は、国の職員配置基準を下回らない人数とすること。)

(1) 管理者	1名	(2) 生活相談員	1名
(3) 介護支援専門員	1名	(4) 介護職員	11名
(5) 看護職員	2名	(6) 機能訓練指導員	(兼務)1名
(7) 栄養士	1名	(8) 調理員	4名
(9) 事務員	1名	(10) 医師	(非常勤)1名

### (職務)

第5条 管理者は、職務の管理、業務の実施状況の把握その他の管理をする。

2 生活相談員は、入所者の生活相談、苦情への対応等の業務に関することに従事する。

3 介護支援専門員は、入所者に関わる地域密着型施設サービス計画(ケアプラン)(以下「サービス計画」という。)の作成等を行う。

- 4 介護職員は、入所者の日常生活全般の介護業務を行う。
- 5 看護職員は、入所者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事するものとする。
- 6 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 7 栄養士は、献立作成、栄養量計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食全般に従事するものとする。
- 8 調理員は、給食業務に従事するものとする。
- 9 事務員は、庶務及び会計事務に従事するものとする。
- 10 医師は、利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事するものとする。

## 第2章 利用定員

(入所者の定員)

- 第6条 入所者の定員は29名及び各居室の定員を1名とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を超えることはないものとする。ユニットの入所定員は、2ユニット10名、1ユニット9名とし合わせて29名とする。

## 第3章 サービス計画の作成

(サービス計画の作成)

- 第7条 施設の管理者は、介護支援専門員に、サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 サービス計画の作成を担当する介護支援専門員(以下、「計画作成担当者」という。)は、地域密着作成型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える解決すべき課題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
  - 3 計画作成担当者は、入所者やその家族の希望及び入所者について把握した課題に基づき、サービス計画の原案を作成するものとする。
  - 4 計画作成担当者は、サービス計画の立案について入所者及び家族に説明し、同意を得るものとする。
  - 5 計画作成担当者は、サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、サービス計画の実施状況を把握するものとする。

## 第4章 契約及び入退所

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第8条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込書又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結するものとする。

(要介護認定に係る援助)

第9条 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとする。

2 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行えるよう必要な援助を行うものとする。

(入退居)

第10条 施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難なものに対してサービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なくサービスの提供は拒否しないものとする。

3 施設は、入所申込者が入院を必要とする場合や入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めます。

5 施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討します。検討に当たっては、居宅介護支援事業者および施設、家族間で協議するものとします。

6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入所者について、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行うものとする。

7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(利用料金及びその他の費用の額)

第11条 施設サービスを提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、入居者の負担割合(介護保険負担割

合証等)に応じた額とする。

2 前項の利用料のほか、次に掲げる費用の額を入居者が負担するものとする。

- (1) 居住費 2,066 円/日
- (2) 食事の提供に要する費用 1,445 円/日
- (3) 特別な食事の提供に要した費用の実費
- (4) 理美容代(実費払い)
- (5) レクリエーションなどにかかる費用等(材料代などの実費)
- (6) 電気代(テレビ・冷蔵庫など電化製品 1 品目につき 30 円/日)
- (7) その他 施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの
- (8) 基本料金の減免の措置
  - 食事の標準負担の減免
  - 社会福祉法人による減免措置

3 前項の(1)及び(2)については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けたものにあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を負担するものとする。

4 前1及び2項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い入所者の同意を得るものとする。

(利用料金の変更)

第12条 管理者は、入所者の要介護状態の変化に伴い利用料金に変化が生じた場合、又は社会経済の著しい変化に伴い利用料金を変更せざる得ない場合は、速やかに入所者及び家族等に報告するものとする。

(契約期間)

第13条 入所者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、施設の提供するサービスを利用できるものとする。

- (1) 入所者が死亡した場合
- (2) 施設が解散または閉鎖された場合
- (3) 入所者の要介護認定が、自立または要支援と判定された場合
- (4) 入所契約が解約又は解除された場合

(中途退居)

第14条 入所者は、入居契約の有効期間中であっても、希望により契約を解除し退所することが出来るものとする。

(契約解除による退居)

第 15 条 管理者は、入所者が次の各号に該当する場合は、契約を解除することが出来るものとする。

- (1)入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行いその結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2)入所者が、サービス利用料金を支払わない場合
- (3)入所者が、故意又は過失により重大な事情を生じさせた場合
- (4)入所者が、病院等に入院し 3 ヶ月以上経過した場合
- (5)入所者が無断で退居し、7 日経っても帰居しない場合

(退所時の援助)

第 16 条 管理者は、入所者の希望により、円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。

(葬 祭)

第 17 条 死亡した入所者に葬祭を行うものがないときは、家族等の依頼により管理者が行うものとすることができる。

## 第5章 入所者に対する処遇

第18条 入所者の処遇に当たっては、社会福祉及び医学、心理学等の知識を活用し、入所者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入所者の心身の状態等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

第19条 施設は、入所者がその有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、サービス計画に基づき、入所者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、日常生活支援する。

- 2 施設は、各ユニットにおいて入所者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるように配慮して行う。
- 3 施設は、入所者のプライバシーの確保に配慮する。
- 4 施設は、入所者の自立した生活を支援することを基本として、入所者の要介護状態の軽減に努めるとともに、要介護状態の悪化の防止を図るために入所者の心身の状況等を常に考慮しながら適切な生活援助を行う。
- 5 施設の職員は、サービス提供に当たって、入所者またはその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 施設は、サービス提供にあたっては、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないものとする。
- 7 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむ得ない理由を記録する。
- 8 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を行う。

## 第6章 介護

- 第20条 介護は、各ユニットにおいて入所者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入所者の心身の状況などに応じ、適切な技術を持って行う。
- 2 施設は、入所者の日常生活における家事を、入所者が、その心身の状況などに応じてそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
  - 3 施設は、入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう適切な方法により、入所者に入浴の機会を提供する。ただし、やむ得ない場合には、清拭を持って入浴の機会の提供に代えることができるものとする。
  - 4 施設は、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な支援を行うものとする。
  - 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
  - 6 施設は、前各項に定めるほか、入所者が行う離床、着替え、整容などの日常生活上の行為を適切に行うものとする。
  - 7 施設は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。

## 第7章 食事

(食事)

- 第21条 施設は、栄養ならびに入所者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を提供する。
- 2 施設は、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
  - 3 施設は、入所者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供し、入所者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保し、可能な限り離床して共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

## 第8章 衛生管理

(衛生管理)

- 第22条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 施設において感染症が発生し、または、蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

## 第9章 社会生活上の便宜について

(社会生活上の便宜の提供)

- 第23条 施設は入所者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供するとともに入所者が自立的に行なうこれらの活動を支援するものとする。
- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関などに対する手続きについて、その者または家族が行うことが困難である場合は、そのものの同意を得て、代わって行うものとする。
  - 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するものとする。
  - 4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

## 第10章 勤務体制の確保など

(勤務体制の確保など)

- 第24条 施設は、入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めるものとする。
- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。
  - 3 施設は、当該職員の職員によってサービスを提供しなければならないものとする。ただし、入所者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
  - 4 施設は、職員に対しその資質の向上のため研修の機会を確保するものとする。

## 第11章 健康管理

(健康管理)

- 第25条 施設の医師または看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。
- 2 医師は、定期的に診察にあたるものとする。
  - 3 緊急の場合は、前項の規定にかかわらず診察を受けることができるものとする。
  - 4 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記入するものとする。ただし、健康手帳を有しないものについてはこの限りではない。

## 第 12 章 入所者の守るべき規律

### (日課の励行)

第 26 条 入所者は、管理者、生活相談員、医師、看護職員、介護職員等との相談による個々の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならないものとする。

### (外出及び外泊)

第 27 条 入所者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届けなければならないものとする。

### (面会)

第 28 条 入所者は、外来者と面会しようとするとき、外来者は氏名、住所などを記録簿に記入し、居室などにおいて面会するものとする。

### (健康保持)

第 29 条 入所者は努めて健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別の理由がない限りこれを拒否してはならないものとする。

### (衛生保持)

第 30 条 入所者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力しなければならないものとする。

### (身上変更の届出)

第 31 条 入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、すみやかに管理者又は生活相談員に届けなければならないものとする。

### (施設内での禁止事項)

第 32 条 入所者は施設内で次の行為をしてはならないものとする。

- (1)けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2)指定した場所以外で火気を用いること。
- (3)施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4)その他この規程で定められていること。

(損害賠償)

第 33 条 入所者は、故意又は過失によって施設(設備及び備品を含む。)に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を賠償し、又は原状に回復させなければならないものとする。

2 損害賠償の額は、入所者の収入および事情等を考慮して減免できるものとする。

## 第 13 章 非常災害対策

第 34 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

## 第 14 章 秘密保持

(秘密保持)

第 35 条 管理者および職員は、施設サービスを提供する上で知り得た入所者又は契約者等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しないものとする。この守秘義務は契約終了後も継続するものとする。

2 施設は、居宅介護支援事業所等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者又は家族の同意を得ておくものとする。

## 第 15 章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第 36 条 利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

## 第 16 章 苦情処理

### (苦情処理)

第 37 条 管理者は、その提供したサービスに関する入所者または契約者からの苦情に対して、苦情窓口を設置して適切に対応し苦情内容等を記録するものとする。

- 2 施設は、苦情に関して市町村が行う書類・物件の提出、質問・照会に応じ、および調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、市町村からの求めがあった場合には前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 4 施設は、苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合においては、当該指導・助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の内容を国民健康保険団体連合会に報告を行うものとする。

### (地域との連携等)

第 38 条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図るものとする。

- 2 施設は、そのサービスの提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、施設が所属する圏域の市職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

## 第 17 章 緊急時・事故発生時の対応

### （緊急時の対応）

第 39 条 施設は、サービス提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合には、速やかに主治の医師またはあらかじめ定めた協力医療機関等へ連絡を行うとともに必要な処置・対応をするものとする。

### （事故発生時の対応）

第 40 条 管理者、生活相談員、介護職員及び看護職員・介護支援専門員は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに契約者の家族、市に連絡を行うとともに、必要な処置・対応を行う。また、事故の状況および事故に際してとった処置を記録するものとする。

### （虐待防止）

第 41 条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

### （身体拘束）

第 42 条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3)介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

## 第 18 章 損害賠償

(損害賠償責任)

第 43 条 施設は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により入所者に生じた損害について賠償する責任を負うものとする。第 34 条に定める秘密保持に違反した場合も同様とする。ただし、入所者に故意または過失が認められる場合には、入所者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、損害賠償を減じることができるものとする。

2 施設は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとする。

## 第 19 章 記録の整備

(記録の整備)

第 44 条 施設は、設備、職員および会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 施設は、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

ア 入所者の処遇に関する計画

イ 提供した具体的な処遇の内容などの記録

ウ 身体拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由の記録

エ 苦情内容等の記録

オ 事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

附則

(施行期日)

この運営規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行するものとする。

(改定)

この運営規程は平成 26 年 12 月 1 日に改定する。

第 22 条(記録の整備)

(改定)

この運営規程は令和 3 年 12 月 16 日に改定する。

第 9 条(要介護認定に係る援助)

第 11 条(利用料金及びその他の費用の額)

※令和 3 年 4 月 1 日より適用。

※2 項(2)については令和 3 年 8 月 1 日より適用。

第 38 条(地域との連携等)

第 41 条(虐待防止)

第 42 条(身体拘束)

(改定)

この運営規程は令和 6 年 8 月 1 日に改定する。

第 11 条(利用料金及びその他の費用の額)

(改定)

この運営規程は令和 6 年 12 月 9 日に改定する。

第 34 条(非常災害対策)